

社会福祉法人西予市社会福祉協議会「まごころ銀行」助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、西予市内の福祉の増進に寄与する事業、活動（以下「事業等」という。）のうち、まごころ銀行へ助成の要望のあった事業等に対し、効果的な還元と社会福祉の増進に寄与するとともに、安定的な運営と事業の継続性を図ることを目的とする。

(助成の対象団体等)

第2条 助成の対象となる団体等は、西予市内にある、社会福祉法人・福祉団体・福祉グループ等（以下「福祉団体等」という。）を対象とする。

2 西予市外の福祉団体等であっても、事業等の対象範囲に西予市が含まれ、西予市社会福祉協議会会長（以下、「会長」という。）が適当と認めた場合は対象とする。

3 西予市社会福祉協議会が事業主体の事業は、この要綱の適用外とする。

(助成対象事業)

第3条 助成の対象事業は、次に掲げる各号すべてに該当する事業等とする。

(1) 非営利な事業等

(2) 宗教、政治を目的としない事業等

(3) この助成金以外に、補助・助成・委託等を受けていない事業等

(助成年度)

第4条 助成金は、申請年度の翌年度に実施する事業に対して助成する。

(助成対象経費)

第5条 助成対象経費は、対象事業を実施するために必要な「別表1」に掲げる経費とする。

(助成金の額)

第6条 1件（1団体）の助成額は、助成対象経費の3分の2以内とし、20万円を限度とする。

2 1会計年度における助成金の総額は、前年度「まごころ銀行実績額」の10%以内とする。

(助成の制限)

第7条 助成金の申請は、1会計年度において、1団体1事業とする。

2 過去3会計年度において助成を受けている福祉団体等は優先度を低くする。

(申請方法)

第8条 助成金の交付を受けようとする福祉団体等は、別紙1「助成金交付申請書」（以下、「申請書」という。）に関係書類を添えて会長へ提出するものとする。

(募集及び申請受付期間)

第9条 募集は、毎年9月に社協広報誌及びホームページ等で周知する。

- 2 申請は郵送のみとし、毎年12月1日から1月31日までの期間で受け付ける。
(当日消印有効)

(審査及び交付決定)

第10条 会長は、福祉団体等より申請書の提出があった場合、まごころ銀行運営委員会において、内容を審査し、予算の範囲内で適当と認めた事業について、3月期理事会及び評議員会に諮り、承認後、別紙2「助成金交付決定通知書」(以下、「決定通知書」という。)で通知するものとする。

(申請事業の変更又は中止)

第11条 助成決定後、助成事業を変更又は中止しようとするときは、事前に会長の承認を受けなければならない。

(助成金の請求)

第12条 決定通知書を受けた福祉団体等は、別紙4「助成金請求書」を会長に提出するものとする。

(助成金の交付)

第13条 会長は、助成金請求書を受理した場合は、その内容が適正であることを確認のうえ助成金を交付する。

(実績報告の提出)

第14条 福祉団体等は、会長が指定した期日又は事業完了後30日以内に、別紙5「事業実績報告書」を会長まで提出するものとする。

(助成の取消し・返還)

第15条 会長は、福祉団体等が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成を取り消し助成金を返還させることができる。

- (1) 虚偽の申請、その他不正な手段により助成金を受けたとき
- (2) 対象外経費に助成金が使われたとき
- (3) 事業実績報告が申請内容と異なっていたとき
- (4) その他、当該要綱に違反したとき

(その他)

第16条 その他必要事項は、「まごころ銀行運営委員会」で協議する。

附 則

この要綱は、平成25年6月26日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年7月6日から施行する。

別表 1 (第 5 条関係)

科 目	内 容
諸謝金	外部に依頼した講師等に支払う謝礼
旅費交通費	外部に依頼した講師等の交通費、宿泊費等に限る
賃借料	事業に必要な会場・器具等の使用料、車輛の借上げ料等
損害保険料	事業に必要な保険料
消耗品費	事業に必要な消耗品
通信運搬費	事業に必要な郵券料
印刷製本費	事業に必要な書類、関係資料、広報誌等の印刷代、コピー代
材料費	事業に係る材料代
器具備品購入費	事業に必要な器具備品（車輛・事務機器類は除く）
その他会長が必要と認めたもの	